

令和5年度長野県食と農業農村振興審議会 北信地区部会次第

日時: 令和5年8月2日(水)13:30～15:30

場所: 北信合同庁舎 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 会議事項

(1) 第3期長野県食と農業農村振興計画の令和4年度北信地域取組実績について
(達成指標の取組評価含む)

(2) 第4期長野県食と農業農村振興計画の概要について

(3) 第4期長野県食と農業農村振興計画の令和5年度実行計画について

(4) 意見交換

5 その他

6 閉 会

令和5年度長野県食と農業農村振興審議会北信地区部会出席者名簿

令和5年8月2日(水)13:30～
北信合同庁舎 講堂

所属・職	氏名
【委員】	
長野県農業経営者協会 下高井支部長	町田 仁
長野県農業士協会 下水内支部長	坂本 哲也
長野県農村女性マイスター協会 下水内支部長	三ッ野 幸美
信州湯田中渋温泉郷 女将の会ゆのか前会長	小根澤 祐子
ながの農業協同組合 みゆき地区筆頭理事	齊藤 重雄
中野市農業協同組合常務理事	佐々木 真
長野県農業委員会女性協議会 会長	沼田 浩子
株式会社 R&Cながの青果 中野支社長	武田 浩明
中野市 経済部 農業振興課長	小林 英哉
飯山市 経済部 農林課長	春日 直樹
【県機関】	
北信地域振興局 局長	小池 広益
〃 農地整備課長	小山 浩之
〃 〃 課長補佐兼計画調査係長	宮嶋 裕樹
〃 林務課 企画幹兼課長補佐兼林務係長	宮下 博文
〃 商工観光課 課長補佐	児玉 嘉代
〃 企画振興課 主事	生井 陽
北信保健福祉事務所 健康づくり支援課 主任管理栄養士	小林 ゆかり
北信地域振興局 北信農業農村支援センター所長	松木 賢司
〃 〃 技術経営普及課長	徳永 聡
〃 〃 技術経営係長	中澤 克明
〃 〃 地域係長	石川 和博
〃 〃 農業農村振興課 農業振興係	池田 優弘
〃 〃 〃 主任	成田 亮平
〃 〃 〃 主任	宮寄 勲
〃 〃 〃 技師	尾上 綾
〃 〃 〃 行政事務員	町田 米衣子

長野県食と農業農村振興審議会北信地区部会委員

（任期：令和4年7月1日～令和6年6月30日）

区 分	氏 名	役 職	市町村	備 考
農業者	まちだ ひとし 町 田 仁	長野県農業経営者協会 下高井支部長	中 野 市	(果 樹)
	さかもと てつや 坂 本 哲 也	長野県農業士協会 下水内支部長	中 野 市	(果 樹)
	みつ の ゆきみ 三ツ野 幸美	長野県農村女性マイスター協会 下水内支部長	飯 山 市	(野 菜)
消費者	おねざわ ゆうこ 小根澤 祐子	信州湯田中支部温泉郷 女将の会ゆのか前会長	山 ノ 内 町	
農業関係 団体	さいとう しげお 齊 藤 重 雄	ながの農業協同組合 みゆき地区筆頭理事	飯 山 市	
	ささき まこと 佐 々 木 貢	中野市農業協同組合常務理事	中 野 市	
農業委員	ぬまた ひろこ 沼 田 浩 子	長野県農業委員会女性協議会 会長	飯 山 市	(きのこ)
流通関係者	たけだ ひろあき 武 田 浩 明	株式会社 R&Cながの青果 中野支社長	中 野 市	
市町村職員	こばやし ひでなり 小 林 英 哉	中野市経済部農業振興課長	中 野 市	
	かすが なおき 春 日 直 樹	飯山市経済部農林課長	飯 山 市	
	10名			

長野県食と農業農村振興審議会における地区部会の設置規程

第1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づいて策定する「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）策定及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関し、各地域の県民の意見の反映と、地域の特性を生かした地域別の発展方向の策定及び検証を行うため「長野県食と農業農村振興審議会」に地区部会を設置する。

第2 地区部会の設置

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に規定されているとおり、地域振興局の管轄区域ごとに、部会を設置する。

第3 地区部会の組織

- (1) 地区部会は、部会委員10人程度で組織する。
- (2) 地区部会の部会委員は、農業者、消費者、農業関係団体、農業委員、市町村職員などから、地域振興局長が任命する。
- (3) 部会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会議の運営

- (1) 地区部会には部会長を置き、部会委員が互選する。
- (2) 部会長は、会務を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。
- (3) 会議は、部会長が招集し、会長が議長となる。
- (4) 部会長が認める場合は、部会委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- (5) 会議は、部会委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (6) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (7) 会議は、原則として公開とする。
- (8) 地区部会の事務局は、地域振興局農業農村支援センター農業農村振興課に置くこととし、事務局長は、地域振興局農業農村支援センター所長の職にある者が充たる。

第5 地区部会の任務

地区部会は、次に掲げる事項について検討し、部会長は、「長野県食と農業農村振興審議会」に報告するものとする。

- (1) 県が策定する振興計画及び県が実施する食と農業・農村に関する施策に関する地域の意見の集約
- (2) 県の振興計画に基づき、地域の特性を踏まえた「地域別の発展方向」の策定及び検証
- (3) その他、食と農業及び農村の振興に関し、地域で必要な事項

(補 足)

この規程に定めのあるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

(附 則)

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

審議会等の設置及び運営に関する指針

平成 14 年 1 月 18 日制定

平成 19 年 7 月 24 日一部改正

平成 22 年 10 月 13 日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 28 年 1 月 22 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 10 月 29 日一部改正

第 1 目的

この指針は、審議会等の設置（「附属機関の設置」又は「懇談会等の開催」をいう。以下第 8、第 9 において同じ。）及び運営に関する基本方針を定めることにより、県民の県政への参画を促進するとともに、公正で透明な県政を推進することを目的とする。

第 2 審議会等の定義

この指針において、「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）
- (2) 有識者等からの意見を聴取し、又は有識者等との意見の交換を行い、専門的知識、意見を必要に応じて県政に反映させることを主な目的として、要綱等により開催する懇談会等（以下「懇談会等」という。）

第 3 審議会等の委員の選任

審議会等の委員（「附属機関の委員」又は「懇談会等の構成員」をいう。以下同じ。）の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ただし、法律等に別段の定めがあるなど、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の機能が十分発揮されるよう幅広い分野から適切な人材を選任すること。
- (2) 関係団体の推薦により委員を選任する場合は、当該団体の代表者に限らず、審議会等の担当事務又は開催目的にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう十分配慮すること。
また、関係団体の推薦により委員を選任するにあたっては公平性、中立性に十分配慮すること。
- (3) 県職員は委員に選任しないこと。
- (4) NPO 法人等の民間団体の活動が活発な分野について審議などを行う場合は、官民協働の観

点からNPO法人等の関係者を委員に選任するよう努めること。

- (5) 審議会等の担当事務又は開催目的に応じ、原則として委員の一部を公募により選任することとし、委員数の概ね2割を公募により選任するよう努めること。なお、公募委員の比率が2割を下回る場合は、その理由を明らかにすること。

この場合においては、審議会等ごとに公募要領を定めるとともに、県のホームページへの掲載及び各種広報媒体を通じて県民に周知すること。

- (6) 女性委員を幅広い分野から積極的に登用することとし、審議会等の委員に占める女性委員の比率が全体として4割以上、6割以下となるよう努めること。なお、女性委員の比率が4割未満もしくは6割を超過する場合は、その理由を明らかにすること。

また、複数の委員を公募する場合は、公募委員に占める女性委員の比率が概ね5割となるよう努めること。

- (7) 委員を再任する場合は、その任期が2年の場合には4期まで、3年の場合には3期までとするよう努めること。また、2年若しくは3年以外の任期を定めている場合又は任期の設定がない場合には、引き続き10年を超えないよう努めること。

また、過去の出席状況等に留意すること。

- (8) 複数の審議会等において同一人を重複して委員に選任しようとする場合、重複就任数は3以内とするよう努めること。

- (9) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。なお、審議等の内容により、若者（概ね30歳代まで。）の登用に努めること。

- (10) 委員の数は、実効性のある審議又は意見聴取等及び円滑な会議の運営を図るため、15人以内とするよう努めること。

- (11) 県議会議員に就任依頼をする審議会等は、法令、条例に定めのあるもののほか、県行政の基本的方向性を審議する審議会等とすること（平成27年12月11日付け県議会議長通知）。

第4 審議会等の会議の運営

附属機関の運営にあたっては、法律若しくはこれに基づく命令で定めるものを除くほか、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「附属機関条例」という。）の定めるところによることを原則とするとともに、審議会等の会議の効果的かつ効率的な運営を確保するため、審議会等の所管課（室）は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議の資料は簡素化に努め、あらかじめ時間的余裕をもって配布することにより、資料説明にいたずらに時間を費やさないこと。
- (2) 会議の開催回数は必要最小限とし、終了時刻を明示するなど、会議の効率化を図ること。
- (3) 審議又は意見聴取等の経過を明確にするため、議事録（議事要旨の記録を含む。）を作成すること。
- (4) 会議において活発な議論がなされるよう、日頃から委員への積極的な情報提供に努めること。

- (5) 審議会等は、県民等から意見を聴取することが適当と認められるときは、直接又は県のホームページ若しくは各種広聴媒体を通じて意見陳述等の機会を設けるなど、十分意見を聴くよう努めること。
- (6) 附属機関にあつては、必要に応じて部会、専門委員会等を設置し、会議の機動的な運営を図ること。
- (7) 附属機関にあつては、答申文をまとめるに際して、委員からなる起草委員会を設けるなど、単に事務局の原案を形式的に追認するだけの附属機関とならないよう配慮すること。

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、附属機関にあつては審議会等の長がその会議に諮って、懇談会等にあつては所管課において、それぞれ非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。

ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合

イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合

- (7) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。

第6 附属機関の設置

附属機関の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 調停、審査、諮問又は調査のために置く審査会、審議会、調査会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として法律又は条例に基づいて設置するものであること。
- (2) 附属機関を新設する場合は、類似又は関連する既存の審議会等の有効活用及び一般的な会議の開催等による対応を十分検討し、安易に設置しないこと。
- (3) 条例に基づく附属機関については、施策、制度等を体系的に定めた条例において必要な附属機関の設置並びにその組織及び運営に関する事項を規定する場合を除き、原則、附属機関条例に規定して設置すること。
- (4) 附属機関の担任する事務に係る案件が恒常的に発生しない場合は、必要な都度委員を任命すること。
- (5) 附属機関の担任する事務が臨時的なものである場合は、その設置期間を明らかにすること。

第7 懇談会等の開催

懇談会等の開催に当たっては、附属機関と明確に区分するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 名称は「懇談会」、「懇話会」、「研究会」等とし、「審査会」、「審議会」「調査会」等の名称を用いないこと。
- (2) 要綱等の開催目的、活動内容中に「調停」、「審査」、「諮問」又は「調査」の表現を用いないこと。
- (3) 県から懇談会等に対して「諮問」を行わないこと。
- (4) 懇談会等の結論を統一させるための「合議」、「採決」等を行わないこと。また、要綱等に採決の方法及び定足数等の議事手続きを定めないこと。
- (5) 懇談会等としての意思を表明する「答申」、「承認」等を行わないこと。
- (6) 計画、指針等の策定について意見聴取等を行うための懇談会等において、計画等の策定、決定は県が主体的に行うものとし、懇談会等において策定、決定する形をとらないこと。
- (7) 特定の施策等について、特定の期間に意見聴取等を行うために開催するものとし、常設の会議体としないこと。また、原則として要綱等に開催期間を明記すること。
- (8) その審議内容等から、条例により附属機関として設置すべきものについて、急を要する等の理由で要綱等により開催しないこと。
- (9) 第6(2)は、懇談会等の開催について準用する。

第8 審議会等の設置等の場合の協議

審議会等の設置（懇談会等の該当の確認を含む）及び条例又は要綱等の改正を行う場合は、その内容が本指針に沿ったものであるか確認するため、あらかじめコンプライアンス・行政経営課

に協議すること。

第9 審議会等の設置の見直し

次のいずれかに該当する審議会等については、原則として廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの。
- (2) 社会経済情勢の変化等により、必要性が著しく低下してきたもの。
- (3) 会議の開催回数が少なく、形式的で、設置の効果が乏しいもの。
- (4) 関係者からの意見聴取等の方法により設置目的の達成が可能であり、必ずしも審議会等を置く必要がないもの。
- (5) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が類似しているなど、他の審議会等との統合が可能なもの。